中核的労働要求事項に関する方針声明

1. 児童労働の禁止

 国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

 いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

 基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障害による差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

 労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由および団体交渉権を尊重します。

2026 年 8 月 18 日

福岡県北九州市小倉北区東港 2 - 5 - 1

株式会社 網中